

阿賀野市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画 新旧対照表

新	旧
<p>5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項</p> <p>1. 対象農用地の基準</p> <p>ア 対象地域</p> <p><u>旧笹神村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項第4号の規程に基づき指定された地域</u></p> <p>3. その他必要な事項</p> <p><u>（1）集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施工により実施している農用地については交付金交付対象とする。</u></p> <p><u>（2）交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。</u></p>	<p>5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項</p> <p>1. 対象農用地の基準</p> <p>ア 対象地域</p> <p><u>県知事が指定する地域（特認地域）に基づく、旧笹神村における、農林統計上の中間農業地域（旧笹岡村）とする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>